

資料 1

中央教育審議会大学分科会
第9(1回)
H22.10.29

審議の参考資料

1	大学分科会のこれまでの審議を踏まえた主要課題	1
2	質保証に関する検討課題	5
3	大学規模・大学経営に関する検討課題	7
4	学生支援に関連する検討課題	9
5	その他	12

1 大学分科会のこれまでの審議を踏まえた主要課題

○ これまでの大学分科会の論点は多岐にわたるが、それぞれの課題は相互関連性が深く、それらを三つの柱から整理することも可能と考えられる。

大学教育の質保証・向上

↓
大学教育の質保証は
国際競争の時代

○大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある「学位プログラム」を確立

- 「どこの大学を卒業したか」よりも、「何を修得したか」を重視
 - ・明確な教育目標と、修得すべき知識・技能を具体的に提示
 - ・体系性・一貫性あるカリキュラムの編成・実施、厳格な成績評価

これらの情報公表のため省令改正（平成23年度施行）

- 国際的に信頼される質の高い教育（アジアをはじめ国際的な質保証ネットワーク）
- 「設置基準→設置認可→認証評価」の公的な質保証システムを改善
- 大学の自主的・自律的な教育力向上の取組を実質化（FDの充実等）

機能別分化の促進

↓
どの機能に重点化しても
大学の努力が適切に評価

○各大学が、すべての機能を備えるのではなく、個性・特色を踏まえて、機能別に分化

- 奨励的補助金（例：GP、私学助成の特別補助）は、大学が、各カテゴリーから選択
- 各大学の機能を補完しつつ、全体として質の高い教育を行うため大学間の連携を促進
 - ・例えば、学位の共同授与、共同利用拠点、地域別・機能別のコンソーシアムの形成
- 中教審では、機能別の質保証のための観点・指標の整備を提言

教育研究機能の充実のための組織基盤の強化

↓
限られた資源を効率的に
活用し、全体として
質の高い教育を実施

○大学は、その設置形態を問わず多様な機能を有しており、全体として発展が必要

- 国立大学は、平成14年度以降、101校から86校に再編・統合
 - ・第1期中期目標期間終了時に、各大学は、組織・業務全般の見直しを検討
- 私立大学について、大学の自主的・自律的な判断による経営基盤の強化と支援
 - ・中教審は、自主的な機能別分化を通じ、自立・発展、連携・共同、撤退等の方向性を早期に判断できるように支援を提言。また、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進
- 大学の経営のガバナンス改善

あわせて、これらの取組を促進するための財政支援の在り方が重要

(参考) 大学分科会の審議に係る制度改革等 (平成21年以降のもの)

大学教育の 質保証・向上

- 公的な質保証システムとしての「設置基準→設置認可審査→認証評価」の関連性と課題を整理
- 設置基準における基準の明確化の観点から、社会情勢等も踏まえ、二つの制度改革
 - ・社会的・職業的自立に関する指導等 (平成23年度に施行) (平成22年度予算で「就業力育成支援事業」を実施)
 - ・教育の質を向上させるための教育情報の公表 (平成23年度に施行)
- 設置認可審査の改善
 - ・明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」の導入
 - ・設置認可・届出に関する書類の公表
 - ・届出設置をアフターケアの対象に追加
- 大学教育のグローバル化に資する観点からガイドラインを作成
 - ・国際的な情報発信を進めるためガイドライン
 - ・ダブルディグリー等の海外との教育連携のガイドライン
- 学生支援の充実 (教育・研究とともに、学生支援が、大学の重要な役割であることを強調)
 - ・社会的・職業的自立に関する指導等 (再掲)
 - ・奨学金の充実 (平成22年に貸与人員の増)

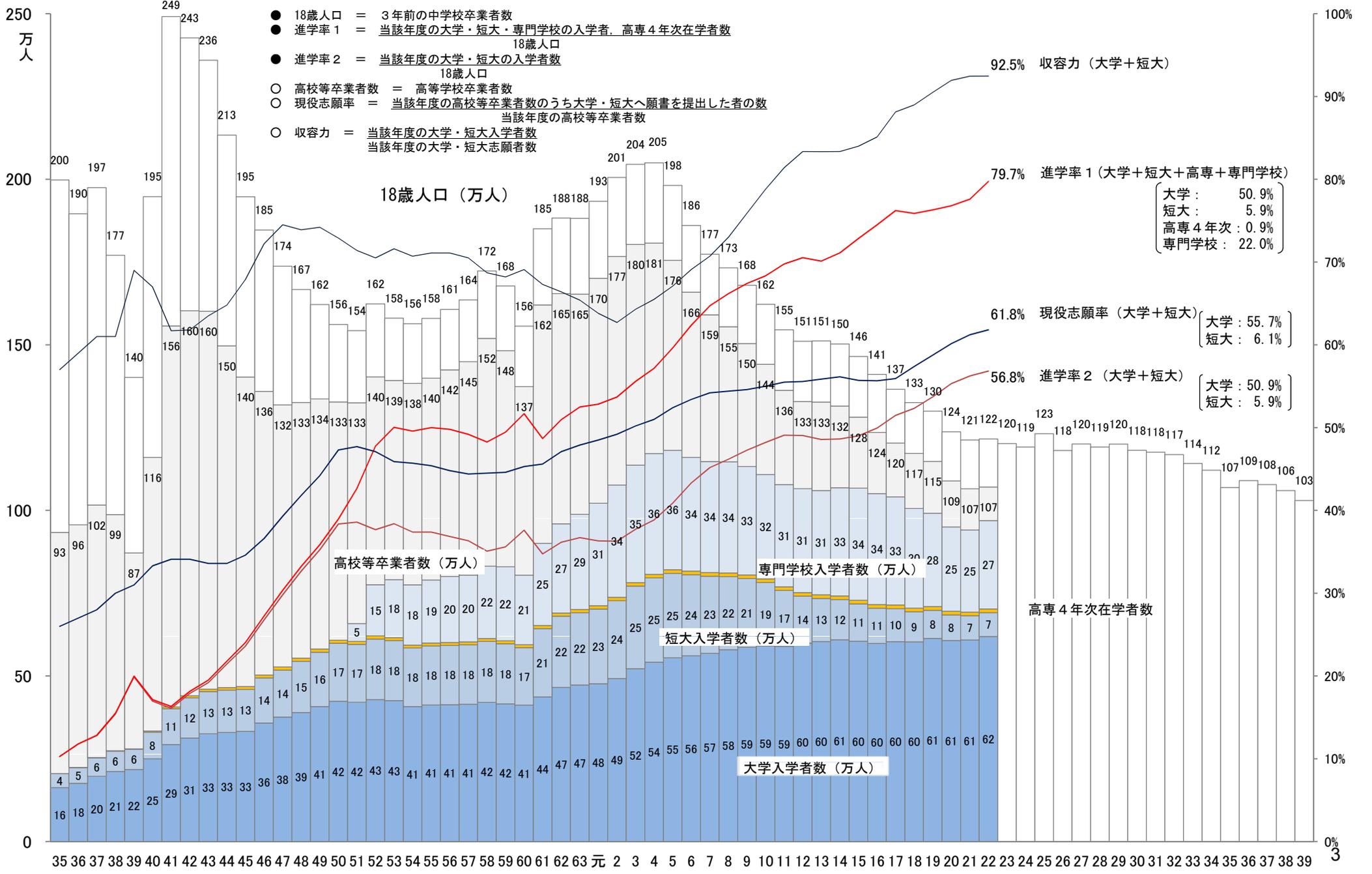
機能別分化の促進

- 設置形態を超えた機能別分化の促進 (今後、機能別の質保証について検討)
- 各大学の機能別分化を踏まえつつ、大学間の連携を促進
 - ・教育課程の共同実施の制度化 (平成22年度までに、3つの事業が発足)
 - ・教育・学生支援の全国共同利用拠点の創設 (留学生関連、練習船、農場、FD等で、計12拠点が大臣認定)
 - ・そのほか、戦略的大学間連携、コンソーシアムを促進
- 平成23年度の概算要求等で、世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点等に対応した支援

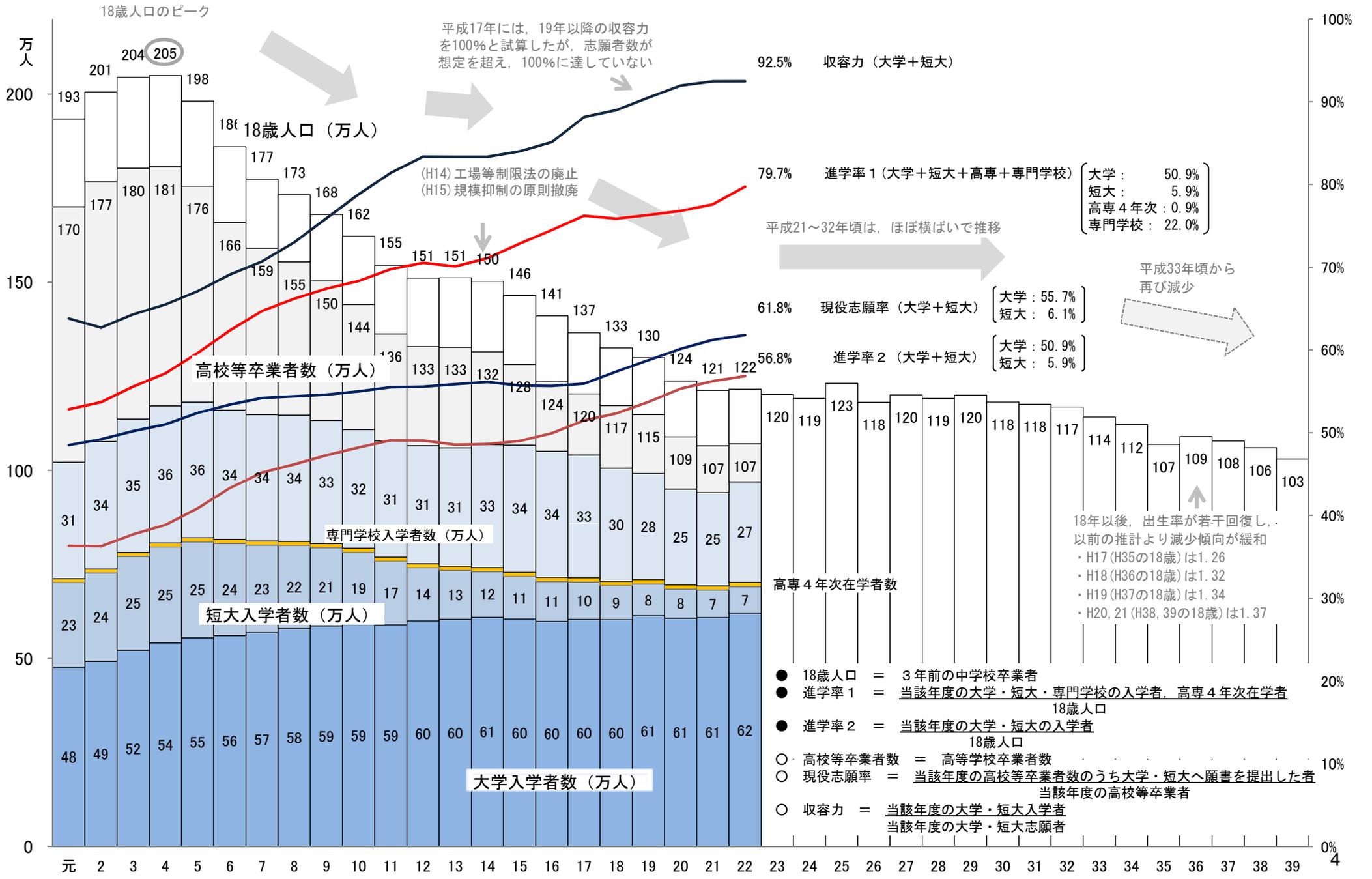
教育研究機能の 充実のための 組織基盤の強化

- 大学財政の重要性と今後の改善を提言
 - ・平成23年度の概算要求等で、成長の土台となる教育研究の基盤の強化を重視
 - ・平成22年度は、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学の支援等
 - ・日本私立学校振興・共済事業団における経営相談の充実 (平成22年度はリーダーズセミナーを実施)
 - ・透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進

(参考) 18歳人口と進学率等の推移



(参考) 18歳人口と進学率等の推移 (平成元年度以降)



2 質保証に関する検討課題

(1) 公的な質保証システムの整備の検討

① 設置基準における基準の明確化

○ 大学の施設・設備に関する基準の明確化

- ・ 大学教育の質の保証・向上に関し、キャンパス環境の在り方や、正課外活動や各種の学生支援（大学設置基準の「厚生補導」）も、学生の学びと交流を通じた成長のために重要
- ・ 「運動場」と「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」（大学設置基準第34、35条）に関し、それを必要としない場合の代替措置を明確にすることが求められており、それに伴う関連する基準の整理と考え方

○ 独立大学院（大学院大学）の基準の明確化

- ・ 大学院のみを置く大学は「教育研究上特別の必要がある場合」（学校教育法第103条）に設置できるとされるが、その場合の要件の具体化（校舎、校地、必要な施設・設備等を含む）

○ 専門職大学院の「実務家教員」の明確化

- ・ 「実務家教員」に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める「実務家教員」の割合の取扱いなどの明確化（専門職大学院設置基準第5条等）

○ さらに具体的に検討すべき事項

- (ア) 海外とのダブル・ディグリー等の制度的対応
- (イ) 平成25年度に、専門職大学院の専任教員のダブルカウントの特例措置が終了するため、博士課程（後期）との接続の観点から、その後の制度的対応
- (ウ) 短期大学設置基準の在り方
- (エ) 通信教育設置基準の在り方
- (オ) 学位に付記する専攻名等の在り方

② 設置認可審査の一層の改善

○ 大学設置・学校法人審議会と連携しつつ検討

- (例) ・ 設置認可審査の審査期間の適正化
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
- ・ 学位の種類・分野に応じた届出設置の取扱い
- ・ 届出設置における学際分野の要件等

③ 認証評価の一層の改善（後述）

○ 認証評価の性質の位置づけの再確認と課題への対応

○ 専門職大学院の認証評価の特例措置（免除規定）の見直し

- ・ 専門職大学院の認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価等で代替することが可能とされているが、その廃止

(2) 大学、大学団体等の自主的・自律的な取組とその支援

- 平成20年の「学士課程答申」では、各大学に、学士課程教育の三つの方針をそれぞれ明確化するよう求めた
 - ・ 学位授与の方針
 - ・ 教育課程の内容・方法の方針
 - ・ 入学者受入れの方針
 - 各大学では、これまで学士課程教育の質を改善させる積極的な取組が見られ、また、国はGP等を通じて支援
 - これらの成果を踏まえ、以下について改めて検討が必要
 - ① 各大学による自主的・自律的な質保証活動と、それに向けた支援
 - ② 大学団体等による自主的・自律的な質保証活動と、それに対する支援
- (「大学団体等」は、大学の包括団体、機能別・類型別の団体、評価団体のほか、学協会、職能団体等の専門団体を総称)

※左に関連し、教育情報公表に関連し検討すべき課題

①学位プログラムに着目した改善

- 現状：各大学では、授業科目名やシラバスを明示しているが、学部や専攻を超えた取扱いが乏しい
- 更なる対応：教育情報の公表に当たり、統一した方針を促す方策
 - 例) ・ 計画的な履修方針に基づいた授業科目名
 - ・ その体系(例えば、ナンバリング)

②データベースの整備

- 現状：省令改正を踏まえ各大学・団体に積極的な取組
- 更なる対応：学生・保護者、社会に分かりやすい情報が提供される工夫
 - 例) ・ 各大学が同じ形式で教育情報を公表する仕組み
 - ・ 海外の事例を踏まえたデータベースの構築

(3) 機能別分化の促進に係る質保証の在り方

- 大学が、自主的・自律的に、その個性と特色に応じて機能別に分化していくことを想定し、そうした取組を支援
- 例：○機能別の質保証の観点・指標の在り方
(例えば、地域貢献、教養教育、国際化の機能)
- 観点・指標を開発していくための推進方策
 - 上記に係る観点・指標の活用の在り方

3 大学規模・大学経営に関する検討課題

(1) 国公立の設置形態を超えた大学間連携の促進

○ 国公立の設置形態を超えた大学間連携を促進しつつ、柔軟な学修を促すことについて

(検討の観点)

- ・大学の活動を、他大学や社会に開かれたものとする観点
(学外の視点を積極的に取り入れることで、教育の質の保証・向上)
- ・複数大学の協力により、学位プログラムを一層豊かなものとする観点

(その際には、学生の学修を支援するため、各大学の学位プログラムが体系的なものとして整備され、情報公表が進んでいることも重要)

- ・在学時の多様な経験と交流を通じて、学生のキャンパスにおける成長を一層促す観点
- ・また、社会人が、働きながら学ぶなど柔軟な教育活動を推進する観点

○ 大学間の連携と協力を一層進めるための促進方策について

(既に見られる取組例)

- ・複数大学による共同での学位授与
- ・全国共同利用拠点を中心とした連携
- ・学生が、他大学での単位互換により、豊かな学びの経験を推進

2) 大学経営に要する専門的人材の養成と確保

○ 大学職員に求められる資質の多様化・高度化の現状について

- ・教育方法の改革の実践を支える人材
 - ・研究コーディネーター
 - ・学生支援
 - ・大学の諸活動のデータを収集・分析し経営を支援
 - ・留学生受入れ国際交流
- ・財務・経営

○ 国内外において、経営者層、中堅職員、専門分野の人材など様々な者のための資質向上・職能開発の取組について

- 例：・私学事業団リーダーズセミナー
- ・大学院でのアドミニストレーター養成
 - ・共同利用拠点でのFD・SD研修の共同実施

○ 専門性の高い人材の養成と確保については、一大学だけで対応するのではなく、大学院や履修証明プログラムを通じた教育や、大学間連携による研修等を促すことについて

○ 職員の職能開発への努力と、その活用について

(参考) 大学の将来動向を見据えた組織の見直しや教育研究の充実が進展

○ 18歳人口は、我が国全体では、当面110～120万人台で推移し、大きくは減少しない。
 ○ しかし、平成30年代後半以降、18歳人口が再び減少することが推測されており、大学では、地域の状況等を見据えた組織の見直しと、教育研究への投資を進めている。

(1) 大学の増加は、大学数・定員とも、短大からの移行によるものが少なくなく、学問の進展や多様な教育ニーズに対応した組織の見直しが進展

【大学数(国公立)】(校)

	H4	H15	H22	H15→22
大学	523 ↗	702 ↗	778	+ 76
短大	591 ↘	525 ↘	395	-130
計	1,114 ↗	1,227 ↘	1,173	- 54

←大学増のうち46校は短大からの移行

【入学定員(国公立)】(万人)

	H4	H15	H22	H15→22
大学	47.3 ↗	54.4 ↗	57.5	+3.2
短大	20.3 ↘	11.6 ↘	7.9	-3.8
計	67.6 ↘	66.0 ↘	65.4	- 0.6

←大学の入学定員増のうち0.6万人は短大からの移行

(2) 将来を見据えた再編・統合や学生の募集停止

【再編・統合と募集停止】

	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
国立	2	10		2		1				
公立			2	7			1	1		
私立							3	1		1
合計	2	10	2	9		1	4	2		
私立の募集停止						1		2	5	1

(3) 私立大学では、学生納付金の引き上げを最小限に押さえつつ、きめ細かい教育のため教育研究経費と人件費を、学生納付金収入を上回る上昇率で費やしている

【教育研究費等と学生納付金の増加状況(私立)】(億円)

	H17	H22	増加率
教育研究経費と人件費	25,639	27,576	7.6%
うち教育研究経費	9,862	10,895	10.5%
学生納付金	24,217	24,951	3.0%

4 学生支援に関連する検討課題

(1) 学生支援検討ワーキンググループの役割

経済・雇用情勢の悪化など教育を取り巻く社会の変化から学生への経済的支援や「新たな公共」の担い手を育成するための社会的自立に向けた支援など、社会や学生からの多様なニーズが求められている。

これまでの学生支援検討ワーキンググループの検討（大学分科会の「第二次報告」に反映）を踏まえ、既に制度化・予算化されたもののほか、更に議論を深めるべき事項や新たに検討すべき事項について論点整理を行う。

(2) 当面の審議事項案

① 「新しい公共」の担い手育成の支援方策の在り方

- 1) これまでの経済的支援と「新しい公共」の概念の確認
- 2) 経済的支援と「新しい公共」との連動
 - ・ 大学における「新しい公共」の担い手の育成支援
(例) 奨学金事業や大学が行う学生への経済的負担軽減策において、学内ワークスタディ（学生スタッフの雇用）等、学生の経済的負担の軽減のための幅広い援助を行う大学に対する支援を通じた、新しい公共に向けた取組の促進。
 - ・ 学生に新しい公共の担い手としての気付きを促す仕掛け
(例) 無利子奨学金貸与者等に対する通知を通じた奨励

② 学生への経済的支援方策のうち、特に議論が必要な事項

- 1) 真に必要な人を支援する方策（家計基準の見直し）
 - ・ 家計基準審査の基礎となる収入額の把握内容の見直し
 - ・ 特別控除額のうち高校無償化に伴う高校生在家世帯の就学者控除額の見直し
- 2) 実質的な給付型奨学金の充実に向けた施策のメニューについて、特に無利子奨学金事業において、以下の項目について検討
 - ・ 成績基準の緩和
 - ・ 大学院生の業績優秀者返還免除制度の拡大の方向性
 - ・ 優秀学部学生を対象とした新たな返還免除制度の構築
- 3) 大学が行う授業料減免制度における事前予約制
- 4) その他奨学金関連について（特に返還関連）

等

(参考) 「新しい公共」の担い手としての学生の育成について①

1. 「新しい公共」を求める背景

- 少子高齢化が進み、成熟期に入った社会では、政府がカネとモノをつぎ込み社会問題を解決することは困難。
- 日本は、古くから「公共」は「官」だけが担うのではなく、結・講・座などで「支え合いと活気のある社会」を作る知恵と技術あり。

2. 「新しい公共」とは (平成22年6月 新しい公共円卓会議 「新しい公共」宣言)

- 「支え合いと活気のある社会」を作るため、当事者たちが一定のルールと役割をもって参加する「協働の場」
- 「すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ喜びを大切にする社会」, 「新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会」
- 当事者がそれぞれの役割でかかわることで課題を解決するという「コミュニティ・ソリューション」

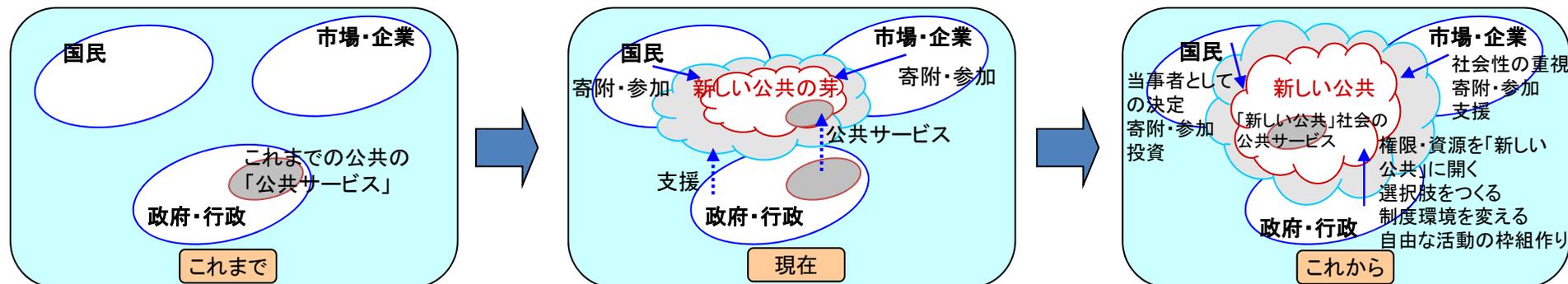
3. 「新しい公共」と、これまでの大学教育との関係

【これまでの大学教育の方向性】

- 教育の目的は「人格の完成」と「国家・社会の形成者の育成」(教育基本法第1条)
- 「学士課程答申」における「学士力」
 - 3. 態度・志向性
 - (4) 市民としての社会的責任
 - 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- 「社会的・職業的自立」を目指す取組を教育課程の内外で重視(平成23年度施行の大学設置基準改正)
 - いずれも、**本質的に、公共を担う人材育成に資するものであり、国民自身が、当事者として、主体的に行動する点は同じ。**

【新しい公共の観点で、大学教育の充実において発展させて捉えるべき観点】

- 「新しい公共」は、「協働の場」という場所概念。
- 「政府・行政」、「国民」、「市場・企業」という主体が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加。



(参考) 「新しい公共」の担い手としての学生の育成について②

大学を「新しい公共」の場として捉える場合の視点

- これからの大学には、社会との関わりをより意識し、地域の問題解決に貢献するなど地域活性化の牽引役としての役割に期待。
→「新しい公共」の主体としての大学の役割
- また、大学は、学生を構成員とする人材育成の「場」。大学こそが、「新しい公共」の場として機能し、学生が、当事者として一定のルールと役割をもって参加するようどのような「仕掛け作り」が可能か。
- 学生に対しても、「当事者として自らが居場所と出番を見つける」よう、「新しい公共の担い手」として「学生の気づきを促す仕掛け作り」はどのようなものがあるか。

(i)大学の「新しい公共」の仕掛け作りの支援施策

(例)・奨学金事業における経済的負担軽減

… 大学院生の業績優秀者返還免除制度において、研究成果のアウトリーチ活動等の新たな公共に向けた取組を行う大学に対し加算措置を行うなど、大学独自の取組を促進する。

・大学が行う学生への経済的負担軽減

… 国立大学の授業料減免に係る運営費交付金や私立大学等経常費補助において、学内ワークスタディ(学生スタッフの雇用)等、学生の経済的負担の軽減のための幅広い援助を行う大学に対する支援を加えていくなど、新しい公共に向けた取組を促進する。

(ii)学生の「新しい公共の担い手」として気づきを促す仕掛け作り

(例)・無利子奨学金貸与を受ける者

… 貸与決定通知の際に、社会から支えられた奨学金制度の趣旨を伝えると共に、ボランティア活動や、研究成果のアウトリーチ活動を奨励する。

・授業料減免を受ける者

… 大学が交付する授業料減免決定の際に、ボランティア活動や、研究成果のアウトリーチ活動を奨励するよう呼びかける。

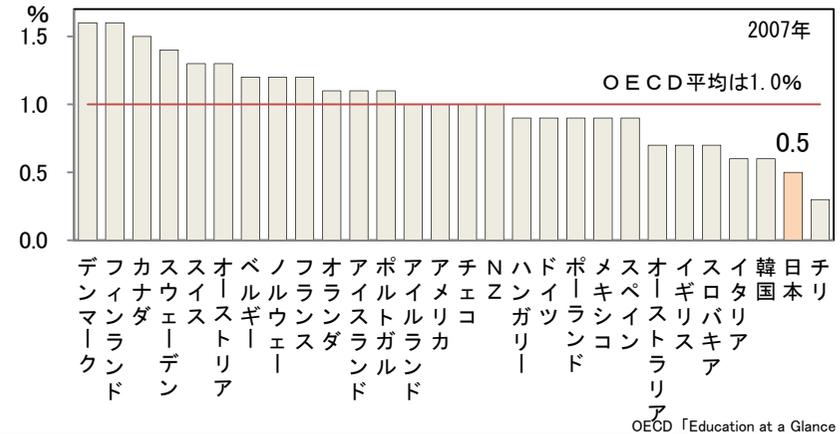
5 その他

(1) 我が国の大学教育の国際的な状況（公財政に関して）

○ 高等教育への予算規模をGDP（国内総生産）との割合で比較すると、我が国は、OECD加盟28か国中の27位であり、その規模も、各国平均の半分の水準

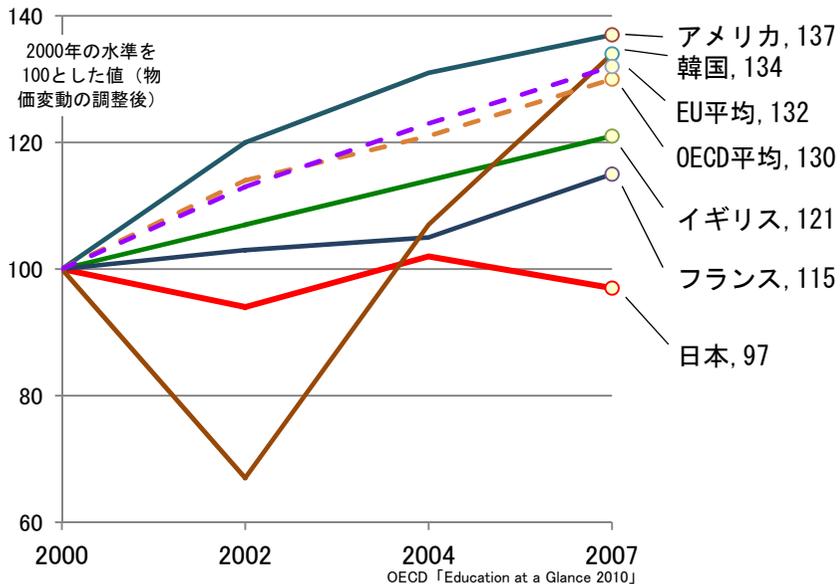
（なお、我が国の高等教育への公財政規模が少ないことについて、我が国は国民負担率（租税負担と社会保障負担の合計）が比較的低いことや、少子化の傾向があるとの指摘もあり得る。しかし、それらの要因を考慮して分析しても、我が国では、大学への公財政規模が低い。

【各国の高等教育への公財政規模（GDPに対する割合）】



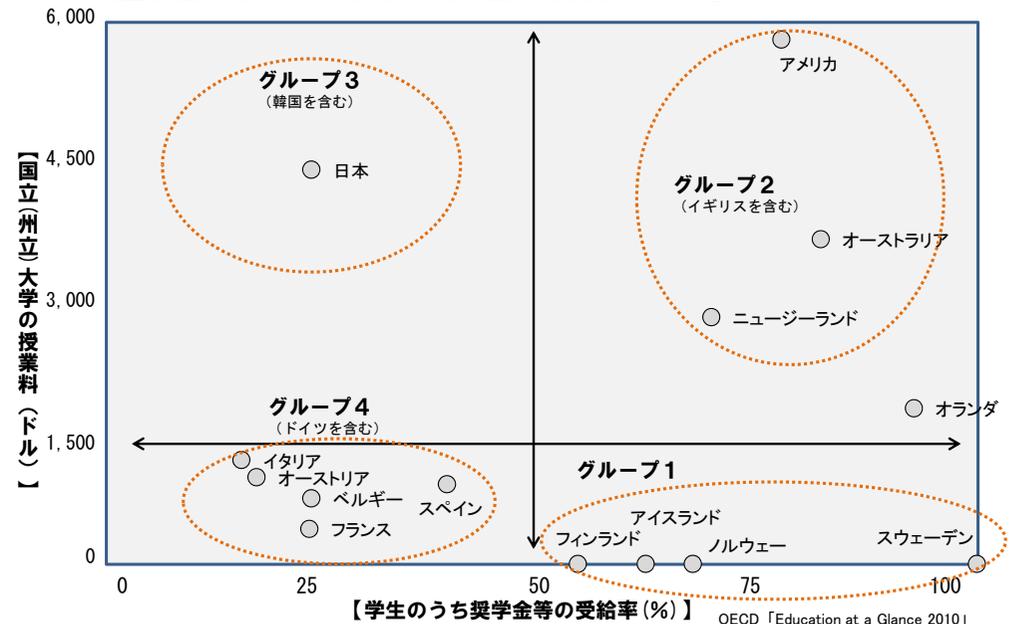
○ また、この10年間、主要国では、高等教育への公財政規模を拡大しているが、日本は増額していない

【高等教育機関への公財政支出の変化】



○ 各国の授業料水準と奨学金等の受給率の関係は、4グループに分類でき、我が国は、授業料が高く、奨学金等の受給率も低い

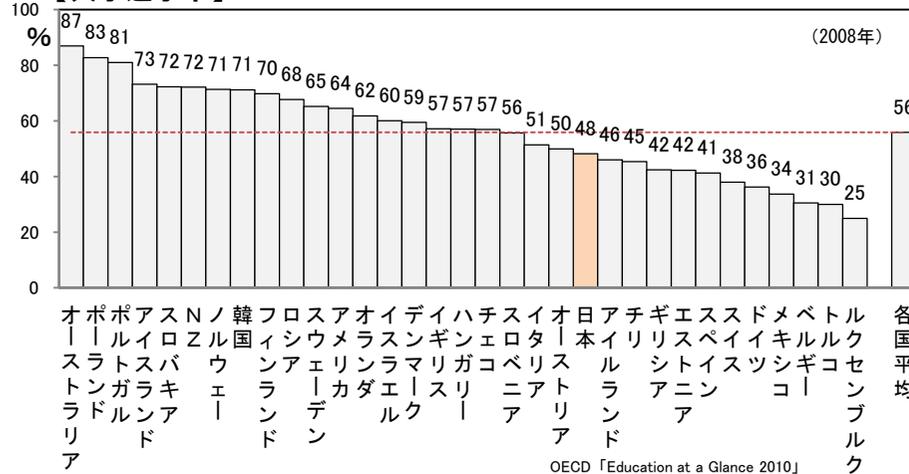
【主要国の授業料の額と、奨学金の充実度の関係】



5 (2) 我が国の大学教育の国際的な状況 (量的規模に関して)

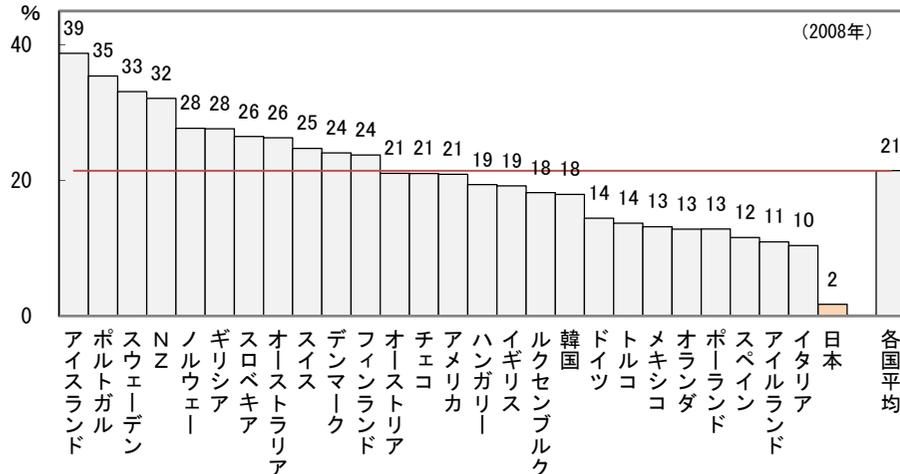
○ 日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない

【大学進学率】



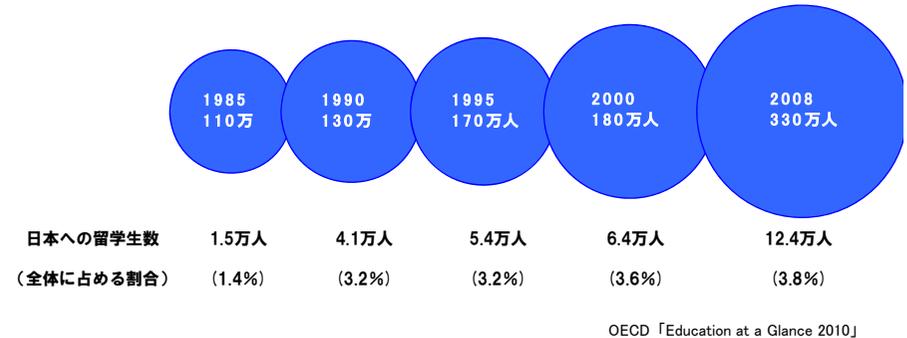
○ 大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD平均21%に対して日本は2%と低い

【大学学部入学者に占める25歳以上の割合】



○ 25年間で、世界全体の留学生は3倍に増加し330万人。そのうち、日本への留学生の割合は3.8%にとどまる

【世界の留学生数の拡大】



○ 海外の有力大学では、外国人教員比率は、多くの場合20%を超える。留学生比率も、州立のUCを除くと15~27%

【外国人教員数・比率】

	日本全体	OECD平均	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	オックスフォード
教員数	35.2万	-	1,772	1,522	3,788	2,902	4,090
うち外国人	1.8万	-	528	112	1,119	839	1,699
割合	5.0%	-	29.8%	7.4%	29.5%	31.0%	41.5%

【留学生数・比率】

	日本全体	OECD平均	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	オックスフォード
学生数	365.2万	-	33,933	10,253	18,318	11,358	17,481
うち留学生	11.8万	-	2,521	2,789	3,615	1,747	4,667
割合	3.2%	8.5%	7.4%	27.2%	19.7%	15.4%	26.7%

「Times Higher Education - QS World Ranking 2009 Top 100 Universities」, 「学校基本調査」, 東京大学「世界の有力大学の国際化の動向2007年11月調査報告」, 日本学生支援機構「留学生調査2007」, OECD 「Education at a Glance 2010」

(参考) THEによる大学ランキングについて

○ いわゆる大学ランキングには、民間のものを含めて様々なものが存在する。

そのうち英国のTIMES紙の高等教育別冊(THE, Times Higher Education)によるランキングでは、2009年と2010年で順位に大きな変化があった。これは評価の観点・指標の変更によるものであり、必ずしも大学の実力が直ちに变化したことを意味しない。

○ ただし、THEは、各国の大学への公財政への重視や、アジアにおける中国・香港・台湾・韓国の躍進を取り上げつつ、日本の存在感の低下に言及し、「大学の国際化がうまくいかなければ、長期的には問題になる懸念がある」旨の識者のコメントを掲載している。

【2009年と2010年の200位以内のアジアの大学数の変化】

	2009年	2010年
日本	11大学	↓ 5大学
中国	6大学	→ 6大学
韓国	4大学	→ 4大学
香港	5大学	↓ 4大学
台湾	1大学	↗ 4大学

【THEの2009年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 ケンブリッジ大学(英)
- 3 イェール大学(米)
- 4 UCロンドン(英)
- 5 インペリアル・カレッジ(英)
- 5 オックスフォード大学(英)
- 7 シカゴ大学(米)
- 8 プリンストン大学(米)
- 9 マサチューセッツ工科大学(米)
- 10 カリフォルニア工科大学(米)

- 22 東京大学
- 24 香港大学(香港)
- 25 京都大学
- 35 香港科技大学(香港)
- 43 大阪大学
- 46 香港中文大学(香港)
- 47 ソウル国立大学(韓国)
- 49 清華大学(中国)
- 52 北京大学(中国)
- 55 東京工業大学
- 69 韓国科学技術院(韓国)
- 92 名古屋大学
- 95 国立台湾大学(台湾)
- 97 東北大学
- 103 復旦大学(中国)
- 124 香港城市大学(香港)
- 134 浦項工科大学(韓国)
- 142 慶應義塾大学
- 148 早稲田大学
- 151 延世大学(韓国)
- 153 上海交通大学(中国)
- 154 中国科技大学(中国)
- 155 九州大学
- 168 南京大学(中国)
- 171 北海道大学
- 174 筑波大学
- 195 香港理工大学(香港)

【THEの2010年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 カリフォルニア工科大学(米)
- 3 マサチューセッツ工科大学(米)
- 4 スタンフォード大学(米)
- 5 プリンストン大学(米)
- 6 ケンブリッジ大学(英)
- 6 オックスフォード大学(英)
- 8 カリフォルニア大学バークレー(米)
- 9 インペリアル・カレッジ(英)
- 10 イェール大学(米)
- 21 香港大学(香港)
- 26 東京大学
- 28 浦項工科大学(韓国)
- 37 北京大学(中国)
- 41 香港科技大学(香港)
- 49 中国科技大学(中国)
- 57 京都大学
- 58 清華大学(中国)
- 79 韓国科学技術院(韓国)
- 107 国立清華大学(台湾)
- 109 ソウル国立大学(韓国)
- 111 香港バプティスト大学(香港)
- 112 東京工業大学
- 115 国立台湾大学(台湾)
- 120 南京大学(中国)
- 130 大阪大学
- 132 東北大学
- 149 香港理工大学(香港)
- 163 国立中山大学(台湾)
- 171 中山大学(中国)
- 181 国立交通大学(台湾)
- 190 延世大学(韓国)
- 197 浙江大学(中国)

(参考) THEによる大学ランキングの評価項目の変更

○ 2010年のTHEの新たな評価指標は、従来の6項目から、13項目に細分化されており、その際、以下のような変更がされている

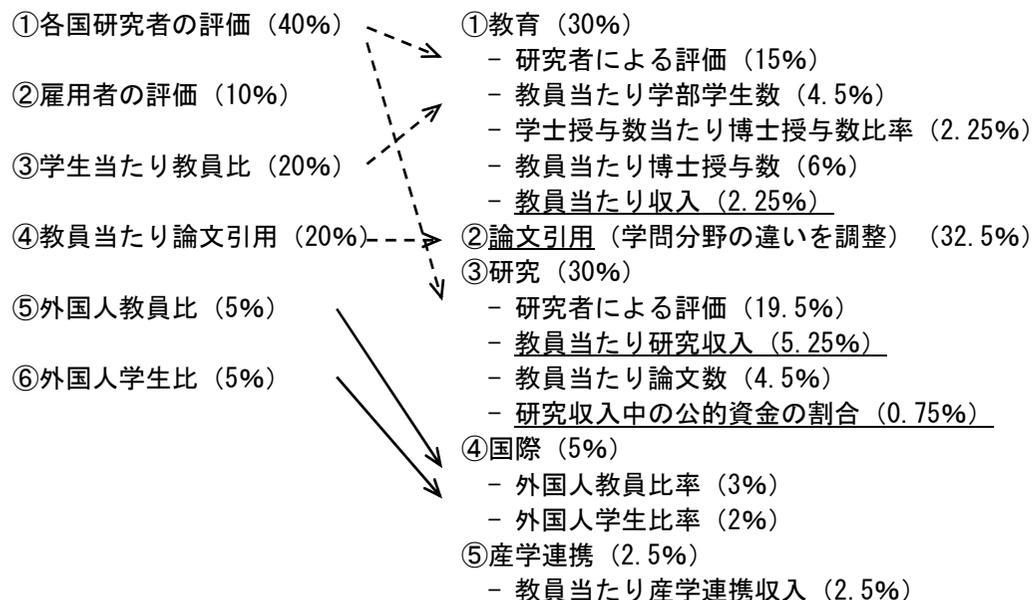
例：○ 大学財政に関する指標が全体の約1割を占める
(従来は財政は指標に含まれなかった)，

○ 「論文引用」で、学問分野の特性が調整されるとともに、評価での重み付けが増加 (20%→32.5%)

(ただし、評価の観点・指標が十分には明らかでないことに留意)

THE & QS社 (2010年のQS社) の評価指標

2010年のTHEの新たな評価指標



【THEによる解説】

○ 今回のランキングでは、1位のハーバード大学を筆頭に、米国が上位5位を独占した。経済危機にもかかわらず高い水準の教員給与と、トップ大学における国際的な環境を受けて、米国の大学に世界中の優れた者が集まってくる。

○ 米国の高等教育への投資は他国の2倍以上。OECD諸国が平均でGDP比1.5%を投じるが、米国では3.1%に及ぶ。

○ 一方、香港 (ランキングの上位200位中に4大学)、中国 (同6大学)、台湾 (同4大学)、韓国 (同4大学) などの大学はランキング順位を上げている。韓国は、数十億ドル規模を投じる” world-class university project” の効果が出てきている。

○ 今回のランキングではアジアの大部分の強さが目立つ一方、日本のポテンシャルの弱さも明らかになった。日本の大学で100位以内にあるのは東大と京大の2校のみ。

(<http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2010-2011/analysis-usa-top-universities.html> より抄訳)